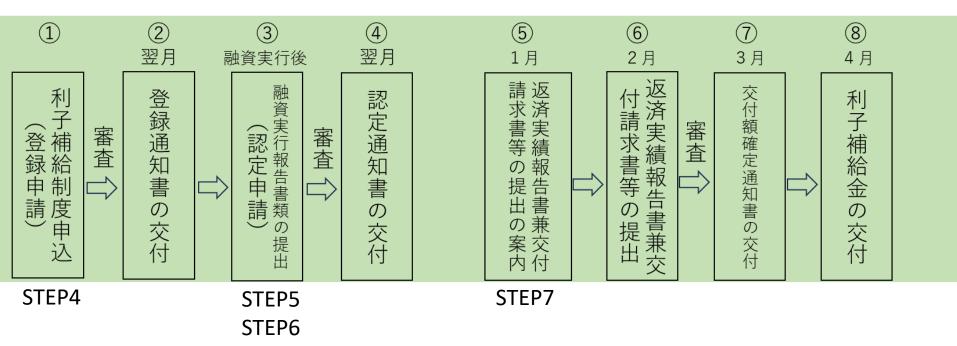
大阪市新婚・子育て世帯向け 分譲住宅購入融資利子補給システム

オンライン申請マニュアル

申込みから利子補給金受給までの流れ



- ※申込時点で融資実行されている場合は、
 - ①登録申請と③認定申請を同時に申請することが可能です。
- ※オンライン申請を利用する場合は、 上記とは別に「アカウント登録申請」が必要です。

(本マニュアル STEP2 P.6参照)

※申込後に世帯員の転出等登録内容に変更があったときは、 上記とは別に「異動報告」が必要です。(本マニュアル STEP8 P.44参照)

目次

STEP1:申請のはじめ方・・・・・	•	• P.3
STEP2:アカウント登録申請・・・	•	• P.6
STEP3:システムログイン・・・・	•	• P.10
STEP4:登録申請・・・・・・・	•	• P.14
STEP5:認定申請・・・・・・・	•	• P.29
STEP6:アンケート・・・・・・	•	• P.36
STEP7:返済実績報告・・・・・・	•	• P.39
STEP8:異動変更報告・・・・・・	•	• P.44
STFP9:申請内容の確認・修正・・	•	• P.57

STEP1:申請のはじめ方

【STEP1:申請のはじめ方】

はじめての方・・・・・・・・「新規申請はこちら」をクリックしてください。

電子申請へ切り替えられる方・・・「申込済でシステムに登録されていない方はこちら」 をクリックしてください。

※電子申請へ切り替えられる方は、申請済みの【STEP4:登録申請】、【STEP5:認定申請】、 【STEP6:アンケート】が不要です。

オンライン申請

1 新規申請の方(本制度の手続きが初めての方)

- ・住宅ローンの融資実行がまだの方は、下記リンクからSTEP2「アカウント登録申請」~STEP4「登録申請」まで完了してください。
- ・住宅ローンの融資実行がすでになされている方は、下記リンクからSTEP2「アカウント登録申請」 〜STEP6「アンケート」まで完了してください。

<u>新規申請はこちら</u> 🗖

2 利子補給金受給中の方(申込等を紙で行ったあと、システム登録される方)

- ・すでに住宅支援受付窓口や郵送で利子補給制度の申込みをされた方についても、毎年申請が必要な交付請求手続や異動・変更にかかる手続きをオンラインで申請することができます。このリンクはシステム登録のためのリンクです。このリンクから交付請求手続や異動・変更にかかる手続きはできません。交付請求手続や異動・変更にかかる手続きは「3 マイページログイン (システム登録済の方)」からお願いいたします。
- ・本制度の登録番号(Rと数字10桁)がわかる書類(登録通知書等)をご準備いただいたうえで、下記リンクからSTEP2「アカウント登録申請」を行ってください。

申込済でシステムに登録されていない方はこちら [

STEP2:アカウント登録申請

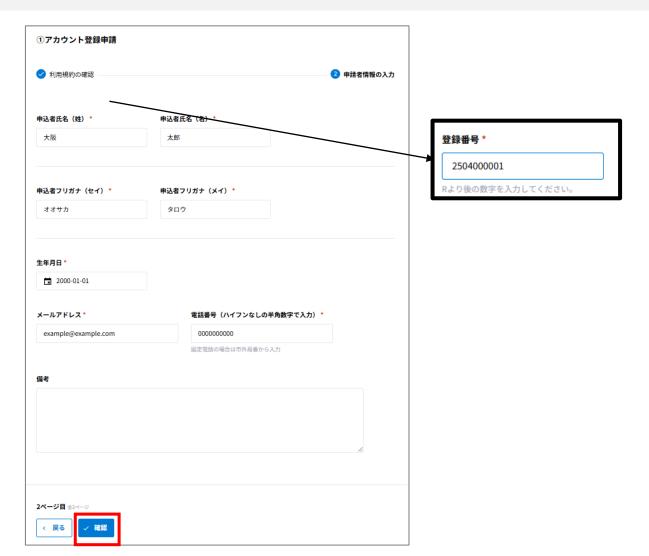
【STEP2:アカウント登録申請 利用規約の同意】 利用規約を確認し、「同意します。」にチェックを入れて、「次へ」をクリックしてください。

①アカウント登録申請 1 利用規約の確認 2 申請者情報の入力 【利用規約】 1 目的 この規約は、大阪市新婚・子育て世帯向け分譲住宅購入融資利子補給システム(以下「本システム」という。)を利用するた めに必要な事項を定めるものです。 2 利用上の注意 本システムは、この規約に同意されていることを前提に提供しているため、本システムを利用される個人(以下「利用者」 という。)は、この規約に同意したものとみなします。本システムを利用する前には、必ずこの規約をお読みください。 また、大阪市新婚・子育て世帯向け分譲住宅購入融資利子補給制度要網をご確認の上、申請手続きを行ってください。 なお、この規約に同意できない場合には他の申請等の方法にて手続を行ってください。 3 個人情報の保護 本システムでは、利用者の個人情報を保護するために、通信経路の暗号化等を行います。また、利用者は、他人のプライバ シー等の権利を侵害する行為をしてはなりません。 大阪市は、本システムの利用者登録にあたり入力する利用者情報及び申請者から受け付け、又は処理した申請データについ ては、以下に掲げる場合を除き、他の事務の目的での利用や外部提供は行いません。 (1) 利子補給を受けるにあたり、必要な情報を大阪市、大阪市の委託先及び融資取扱金融機関が相互に提供する場合 (2) 利子補給金の交付に係る資格審査や大阪市新婚・子育て世帯向け分譲住宅購入融資利子補給制度の効果検証のため、必 要に応じて大阪市が住民基本台帳等の登録状況について調査する場合 また、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する 条例(令和5年大阪市条例第5号)に基づき厳正に管理するものとします。なお、利用者が本システムを利用して本市へ送信 された個人情報は保有する必要がなくなった場合には、速やかに廃棄し、又は消去します。 本システム利用にあたって、利用者が本システムに登録したメールアドレス(以下「ID」という。)は利用者のデータ保 護に不可欠なものです。利用者は次の点に注意し、利用者本人の責任において厳重に管理してください。大阪市は、厳重に管 理されたIDにより行われた申請について、本人より行われたものとみなします。 (1) IDは他人に知られないように管理してください。 (2) 他人からのIDの照会には応じないでください。なお、大阪市からはIDの照会は一切行いません。 5 システム利用料 本システム利用にあたって、利用者は本システムを利用するために必要なすべての機器(ソフトウェア及び通信手段に係る ものを含む。)を自己の負担において準備するものとします。また、本システムを利用するために必要な通信費用、電子証明 書を取得又は更新するための費用その他本システムの利用に係る一切の費用は、利用者の負担とします。 6 利用可能時間 本システムの利用可能時間は原則24時間・365日です。ただし次に掲げる場合、大阪市は利用者への事前の通知を行うこと なく、本システムの運用の停止、休止、中断又は制限を行うことがあります。 (1) 本システムの保守・点検等を行う必要のある場合 (2) 本システムの利用が著しく集中した場合 (3) 本システムに重大な障害その他やむを得ない理由が生じた場合 (4) 天災、事変など、非常事態が発生した場合



【STEP2:アカウント登録申請 申請者情報の入力】

- 申請者情報を入力し、「確認」をクリックしてください。
- ※「*」マークが付いている項目は、必須入力です。
- ※すでに本制度の申込みを行っており、途中から電子申請へ切り替えられる方は「登録番号」も入力 してください。



【STEP2:アカウント登録申請 入力内容の確認】

入力内容に誤りがないかを確認し、「回答」をクリックしてください。

(入力いただいたメールアドレスにメールが届きます。)

続いて利子補給制度の申込みをされる方は、その後の画面下部のリンクから申請してください。

【利用規約】	
1 目的	
この規約は、大阪市新婚・子育て世帯向け	·分譲住宅購入融資利子補給システム(以下「本システム」という。)を利用するた
めに必要な事項を定めるものです。	
2 利用上の注意	
本システムは、この規約に同意されている	ことを前提に提供しているため、本システムを利用される個人(以下「利用者」
という。)は、この規約に同意したものとみれ	なします。本システムを利用する前には、必ずこの規約をお読みください。
また、大阪市新婚・子育て世帯向け分譲住	:宅購入融資利子補給制度要綱をご確認の上、申請手続きを行ってください。
なお、この規約に同意できない場合には他	3の申請等の方法にて手続を行ってください。
3 個人情報の保護	
本システムでは、利用者の個人情報を保護	『するために、通信経路の暗号化等を行います。また、利用者は、他人のプライバ
シー等の権利を侵害する行為をしてはなりま	せん。
大阪市は、本システムの利用者登録にあた	り入力する利用者情報及び申請者から受け付け、又は処理した申請データについ
ては、以下に掲げる場合を除き、他の事務の	目的での利用や外部提供は行いません。
(1) 利子補給を受けるにあたり、必要な情	報を大阪市、大阪市の委託先及び融資取扱金融機関が相互に提供する場合
(2) 利子補給金の交付に係る資格審査や大	阪市新婚・子育て世帯向け分譲住宅購入融資利子補給制度の効果検証のため、必
要に応じて大阪市が住民基本台帳等の登録状	況について調査する場合
また、個人情報の保護に関する法律(平成	15年法律第57号)及び大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する
条例(令和5年大阪市条例第5号)に基づき	厳正に管理するものとします。なお、利用者が本システムを利用して本市へ送信
された個人情報は保有する必要がなくなった	場合には、速やかに廃棄し、又は消去します。
4 ログインIDの管理	
本システム利用にあたって、利用者が本シ	ステムに登録したメールアドレフ (N)エ「エロ・ハハニ > ハゼ(田本のニーク保)
メールアドレス	電話番号(ハイフンなしの半角数字で入力)
example@example.com	000000000
益者	
85	

①アカウント	登録申請		
①アカウント登録申詞			
	回することができません。 たい場合は、住宅支援受付窓口(1	電話番号:06-6356-0805)までご連絡く	ださい。
続いて、利子補給制度	の申込みをされる方は下記リンクが	から申請してください。	
②登録申請			
※ご登録いただいた>	ールアドレスにメールをお送りし	ますので、ご確認ください。	

電子申請へ切り替えられる方は追加申請不要です。登録完了メールが届くまでお待ちください。

①アカウン	ト登録申請(紙書類で申込を終えられた方)	
アカウント登録申	請を受け付けました。	
申請内容を確認す	るため少々お待ちください。	
確認が終わります	と今回ご登録いただいたメールアドレスに登録完了メールを送信いたします。	
※申請内容の確認	には数日要する場合がございます。	
※アカウント登録	は2回することができません。	
ご登録内容を修	正したい場合は、住宅支援受付窓口(電話番号:06-6356-0805)までご連絡ください。	
20 - TEXABLE - 1	たメールアドレスにメールをお送りしますので、ご確認ください。	

STEP3:システムログイン

【STEP3:システムログイン ログイン画面】 アカウント登録申請の完了画面や各種メールから申請を実施する際は、 メールアドレスでのシステムログインが必要となります。

「メールアドレスでログイン」を選択します。



【STEP3:システムログイン メール送信】 アカウント登録申請で登録したメールアドレスを入力し、「送信」をクリックしてください。

5	このメールアドレス宛にログイン用URLを送信しま け。 ベールアドレス
Toyokumo kintoneApp	ノールアドレス
Frinteredtor	example@example.com
∕ @ DataCollect ← kBackup	送信
	キャンセル

● 日本語 English



【STEP3:システムログイン ログインメール】

入力したメールアドレス宛にメールが送信されますので、「Toyokumo kintoneApp にログイン」をクリックしてください。

- ※メール送信を行ったものと同一のブラウザを利用してください。
- ※ログインは2週間継続されます。2週間経過した場合、同様の手順で再度ログインが必要です。

【トヨクモ kintone連携サービス】Toyokumo kintoneAppへのログイン



noreply@kintoneapp.com

宛先 example

(i) 画像をダウンロードするには、ここをクリックします。プライバシー保護を促進するため、メッセージ内の画像は自動的にはダウンロードされません。

お客様

<u>example@example.com</u> のメールアドレスで Toyokumo kintoneApp へのログインのリクエストを受け付けました。以下のリンクよりログインしてください。

Toyokumo kintoneApp にログイン

※このリンクからのログインは1回のみ可能です。

ログインのリクエストをしていない場合は、このメールを無視していただいて結構です。

※本メールは送信専用アドレスよりお送りしており、ご返信いただいてもご回答できませんので、あらかじめご了承ください。

トヨクモ kintone 連携サービス

https://kintoneapp.com

STEP4:登録申請

【STEP4:登録申請 誓約への同意】 誓約書を確認し、「同意します。」にチェックを入れて、「次へ」をクリックしてください。

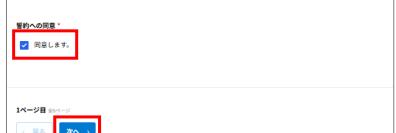
②登録申請 3 報度区分の入力 ② 申請者情報の入力 ⑤ 申込者情報の入力 ⑤ 入居者情報の入力

- ・本制度の申込みにあたり、大阪市新婚・子育て世帯向け分譲住宅購入融資利子補給制度要綱(以下「要綱」という。)及び下記の付帯条件を理解したうえで、過去、自らが居住する住宅を所有したことがなく、本制度の対象となる住宅が初めて取得する持家であることを誓約します。なお、本制度は予算措置の範囲内で実施されるため、予算措置がされない場合又は大阪市が利子補給期間として認めないと判断した場合は、利子補給を受けることができないことを了承のうえで、申込みをします。
- ・申込者をはじめ申込世帯の世帯員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6 号に規定する暴力団員及び大阪市最力団排除条例(平成23年大阪市条例第10号)第2条第3号に規定する暴力団密接関係者 ではないこと、並びにこの利子補給の受給が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団 の利益にならないことを誓約します。また、暴力団排除のため、必要に応じて大阪市が申込者をはじめ申込世帯の世帯員の個 人情報を警察に照会又は提供することに同意します。
- 上記誓約内容と事実が相違することが判明した場合は、利子補給登録者としての登録や利子補給認定者としての認定を取り 消されても異議ありません。また、既に受給した利子補給金がある場合は、指定された期日までに返還することを誓約します。
- ・万一、記載事項に偽りがある場合など、要綱に違反する場合は、利子補給を受けることができないことを了承し、また、不 正に受給した利子補給金は、指定された期日までに返還することを誓約します。
- ・資格審査に係る納税状況の確認について、大阪市の保管する市民税及び固定資産税の課税・納税資料を利用することに同意 します。なお、納税状況の確認などができない場合は、必要に応じて納税証明書を提出します。
- ・本制度に基づく利子補給を受けるに際し、申込者をはじめ申込世帯の世帯員(15歳以上)の所得金額の確認は、大阪市の保管する住民課税資料により行うことについて同意します。
- 利子補給金の交付に係る資格審査や本制度の効果検証のため、必要に応じて大阪市が住民基本台帳等の登録状況について調査することに同意します。
- 要綱を適正に実施するため、必要な事項について報告及び実地調査を求められた場合は、誠実に対応します。
- 本制度に基づく利子補給を受けるに際し、大阪市に提出した書類について、必要に応じて大阪市が当該書類の発行元や契約の当事者等に照会することに同意します。

付帯条件

- 1 次の各号に該当する期間は、利子補給を行わない。
- (1) 元金据置期間
- (2) 申込日より前に返済を行った期間
- (3) 認定対象融資 (要綱第4条第1号の規定による。以下同じ。) を借り換えた年の1月以降の期間
- (4) 認定対象融資について全額返済する等、債務の全部が消滅した年の1月以降の期間
- (5) 返済を行わなかった期間
- (6)要綱第11条第1項に規定する指定日(要綱第2条第13号の規定による。以下同じ。)を超えて融資実行報告書等の認定関係書類が未提出の期間
- (7) 要綱第12条に規定する指定日を超えて返済実績報告書兼交付請求書等の支払関係書類が未提出の場合、当該書類により利 子補給される期間
- (8) 認定者(要綱第2条第12号の規定による。以下同じ。)から配偶者(要綱第2条第4号の規定による。以下同じ。)に認定 対象融資に係る債務を引き継ぎ、認定者としての地位が承継される場合において、債務引継完了報告書等の債務引継関係書類 が未提出の期間。なお、債務を引き継ぐ場合は、要綱第11条第3項第3号及び第4号に掲げる書類により、大阪市長(以下 「市長」という。) に報告しなければならない。

- (1) 認定対象融資を借り換えたとき
- (2) 認定対象融資について全額返済する等、債務の全部が消滅したとき
- (3) 融資借入金の返済を6か月間以上行わなかったとき
- (4) 登録者又は認定者が死亡したとき。ただし、認定者については、子育て世帯(申込後に新婚世帯から変更となった子育て世帯を含む。)において、対象住宅が配偶者に譲渡されるとともに、認定対象融資に係る債務が配偶者に引き継がれ、認定者としての地位が当該配偶者に承継される場合は、この限りでない。なお、この場合においては、要綱第11条第3項第3号及び第4号に基づく報告を行わなければならない。
- (5) 正当な理由なく、要綱第11条第3項に規定する報告を当該事実が発生した日から1か月以上怠ったとき
- (6) 正当な理由なく、要綱第11条第1項に規定する報告を指定日から1か月以上怠ったとき
- (7) 正当な理由なく、要綱第12条に規定する請求を指定日から1か月以上怠ったとき
- (8) 登録者又は認定者が市内に住所を有することにより課税される市民税又は市内において課税される固定資産税に滞納があることが明らかになり、指定日までに解消されないとき
- (9) 虚偽その他不正な手段により利子補給を受けようとし、又は受けたことが明らかになったとき
- (10)申込世帯(要綱第2条第10号の規定による。)の世帯員が要綱第6条第1項第8号から第10号までに規定するいずれかの要件を欠くことが明らかになったとき
- (11)新婚世帯においては、次に掲げる場合。ただし、当該時点で子育て世帯に該当する場合には、それ以降、子育て世帯として取り扱う。
- ア 離婚したとき
- イ 登録者若しくは認定者又は配偶者が死亡したとき
- (12)子育て世帯においては、次に掲げる場合。ただし、申込時点で新婚世帯に該当していた場合には、それ以降、新婚世帯として取り扱う。
- ア この制度の適用対象となっている子どもが死亡したとき
- イ 当該子どもと登録者及びその配偶者との親子関係が消滅したとき
- ウ 当該子どもと認定者及びその配偶者との親子関係が消滅したとき
- 工 登録者又は認定者とその配偶者が無婚し、当該子どもと登録者又は認定者とが対象住宅において同居しなくなったとき。 ただし、離婚に伴い対象住宅が配偶者に譲渡されるとともに、認定対象融資に係る儀務が配偶者に引き継がれ、認定者として の地位が当該配偶者に承継される場合は、この限りでない。なお、この場合においては、要綱第11条第3項第3号及び第4 号に基づく報告を行わなければならない。
- (13) 申込内容が、要綱第3条から第5条まで並びに第6条第1項第1号から第7号まで及び第2項の規定に適合しないことが 判明したとき
- (14) 対象住宅を売却等により配偶者以外の者に譲渡したとき
- (15) その他要綱の規定に違反したとき
- 5 市長は、上記4に該当する場合は、要綱第15条の規定に基づき、既に交付した利子補給金の返還を求める。
- 6 その他、要綱に定めるもののほか、大阪市補助金等交付規則その他関係法令に従わなければならない。



【STEP4:登録申請 申請者情報の入力】 虫眼鏡マークを押してメールアドレスを選択してください。 「次へ」をクリックしてください。



【STEP4:登録申請 制度区分の入力】

「(登録時)新婚・子育て区分」:「子育て」又は「新婚」を選択してください。

「子育て」⇒同一世帯に申込者又は配偶者の小学校6年生以下の子ども(当該子どもが申込者と同居しており、かつ過去にこの制度の適用対象となっていないこと)のいる世帯

「新婚」 ⇒子育てでなく、申込者及び配偶者のいずれもが40歳未満であって、婚姻届出の後5年以内 の世帯(事実婚、ファミリーシップを含む。)

※「新婚」の場合、「事実婚の方」「ファミリーシップ制度利用の方」はチェックを入れてください。 「婚姻届出日(西暦入力)」を入力してください。 「次へ」をクリックしてください。

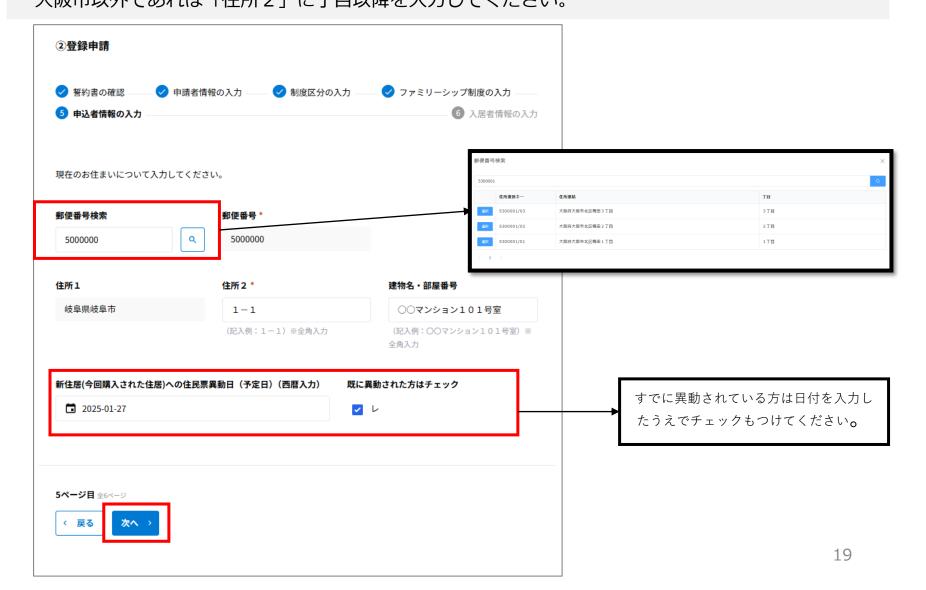


ファミリーシップ制度を利用されてる方は「行政区」を入力してください。 (記入例) 大阪市ファミリーシップ宣誓証明時の住所 大阪市内の場合⇒「大阪市○○区」 大阪市外の場合⇒「○○県○○市」

「次へ」をクリックしてください。

②登録申請	
✓ 誓約書の確認 — ✓ 申請者情報の入力 — ✓ 制度区分の入	カ 4 ファミリーシップ制度の入力
5 申込者情報の入力	
ファミリーシップ制度を利用されてる方はファミリーシップ宣誓証明時の何	主所をご入力ください。
(記入例)	
大阪市内の場合⇒「大阪市○○区」	
大阪市外の場合⇒「○○県○○市」	
申込者の宣誓証明をした住所	
配偶者の宣誓証明をした住所	
4.4 MB	
4ページ目 全6ページ	
〈 戻る 次へ 〉	

【STEP4:登録申請 現在お住まいの住所の入力】 郵便番号検索に7桁の郵便番号を入力してください。 大阪市内であれば丁目まで選択可能です。「住所2」に丁目より後の住所を入力してください。 大阪市以外であれば「住所2」に丁目以降を入力してください。



【STEP4:登録申請 入居者情報の入力】

申込者の職種・所得金額、申込者以外の入居者全員分の情報を入力してください。「確認」をクリックしてください。





【STEP4:登録申請 入力内容の確認】

入力内容に誤りがないかを確認し、「回答」をクリックしてください。

続いてリンクから「③登録申請」を行ってください。

※まだ申請は完了していません。必ず③登録申請も行ってください。

②登録申請

誓約書

- ・本制度の申込みにあたり、大阪市新婚・子育で世帯向け分譲住宅購入融資利子補給制度要網(以下「要網」という。)及び 下記の付帯条件を理解したうえで、過去、自らが居住する住宅を所有したことがなく、本制度の対象となる住宅が初めて取得 する持家であることを習約します。なお、本制度は予算措置の範囲内で実施されるため、予算措置がされない場合又は大阪市 が利子補給期間として認めないと判断した場合は、利子補給を受けることができないことを了承のうえで、申込みをします。
- ・申込者をはじめ申込世帯の世帯員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6 号に規定する暴力団員及び大阪市暴力団排除条例(平成23年大阪市条例第10号)第2条第3号に規定する暴力団密接関係者 ではないこと、並びにこの利子補給の受給が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団 の利益にならないことを誓約します。また、暴力団排除のため、必要に応じて大阪市が申込者をはじめ申込世帯の世帯員の個 人情報を警察に限会又は提供することに同意します。
- 上記誓約内容と事実が相違することが判明した場合は、利子補給登録者としての登録や利子補給認定者としての認定を取り消されても異議ありません。また、既に受給した利子補給金がある場合は、指定された期日までに返還することを誓約しま
- ・万一、記載事項に偽りがある場合など、要網に違反する場合は、利子補給を受けることができないことを了承し、また、不 正に受給した利子補給金は、指定された期日までに返還することを誓約します。
- ・資格審査に保る納税状況の確認について、大阪市の保管する市民税及び固定資産税の課税・納税資料を利用することに同意 します。なお、納税状況の確認などができない場合は、必要に応じて納税証明書を提出します。
- ・本制度に基づく利子補給を受けるに際し、申込者をはじめ申込世帯の世帯員(15歳以上)の所得金額の確認は、大阪市の保管する住民課税資料により行うことについて同意します。
- ・利子補給金の交付に係る資格審査や本制度の効果検証のため、必要に応じて大阪市が住民基本台帳等の登録状況について調査することに同意します。
- ・要綱を適正に実施するため、必要な事項について報告及び実地調査を求められた場合は、誠実に対応します。
- ・本制度に基づく利子補給を受けるに際し、大阪市に提出した書類について、必要に応じて大阪市が当該書類の発行元や契約 の当事者等に照会することに同意します。

ファミリーシップ制度を利用されてる方はファミリーシップ宣誓証明時の住所をご入力ください。

(記入例)

大阪市内の場合⇒「大阪市○○区」

大阪市外の場合⇒「○○県○○市」

申込者の宣誓証明をした住所

配偶者の宣誓証明をした住所

〈 戻る / 回答

②登録申請

②登録申請を受付ました。

続いて、下記のリンクから③登録申請を行ってください。

③登録申請

- ③登録申請の入力手順
- <PCの場合>
- ①上記リンク先の画面に移動後、画面左部にある「詳細」をクリックしてください。
- ②詳細の画面に移動後、画面右上の「鉛筆マーク」をクリックしてください。
- ③次の画面に移動後、登録申請に必要な情報を入力してください。
- <スマホの場合>
- ①上記リンク先の画面に移動後、画面下部にある「詳細」をクリックしてください。
- ②詳細の画面に移動後、画面の一番下までスクロールし、「鉛筆マーク」をクリックしてください。
- ③次の画面に移動後、登録申請に必要な情報を入力してください。
- ※注意※
- ②登録申請を2回登録しても、2回目以降のデータは反映されません。
- 申請内容を修正する場合は、住宅支援受付窓口(電話番号:06-6356-0805)までご連絡ください。
- ※ご登録いただいたメールアドレスにメールをお送りしますので、ご確認ください。

【STEP4:登録申請 申請を続ける】

- 「②登録申請」のリンクからの遷移画面で「詳細」をクリックしてください。
- 鉛筆マークをクリックしてください。
- 「次へ」をクリックしてください。
- ※スマートフォンで申請されている場合、「詳細」・鉛筆マークは画面の最下部に表示されます。

編集



【STEP4:登録申請 融資情報の入力】 融資情報を入力し、「次へ」をクリックしてください。



【STEP4:登録申請 新住居・前住居の住所の入力】 郵便番号検索に7桁の郵便番号を入力してください。 大阪市内であれば丁目まで選択可能です。「住所2」に丁目より後の住所を入力してください。 大阪市以外であれば「住所2」に丁目以降を入力してください。 「次へ」をクリックしてください。

中共支柱製の3カ	動物性却の3十	3 新住居の概要の入力	A 24/4-0	2の柳亜の1カ
5 フラット35の入力		1 日本の他の入力 1 日本の他を入力 1 日本の他の入力 1 日本の他を使用する 1 日本のを使用する 1 日本のを使用を使用する 1 日本のを使用する 1 日本のを使用する 1 日本のを使用を使用する 1 日本のを使用する 1 日本のを使用する 1 日本のを使用を	—— W 1111±76	7 提出書類の入力
7 7 7 7 1-3360/(7)		E WIEW/		泛田昌城の八/J
導入した住居について入力してく ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ださい。	郵便番号*		
5300001	Q	5300001		
主所1		住所 2 *		
大阪府大阪市北区梅田1丁目		1-1 (記入例:1-1) ※全角入力		
建物名・部屋番号	S) ※全角入力			
建物名・部屋番号 〇 マンション101号室 (記入例:〇〇マンション101号室	(ž) ※全角入力 土地取得:	(紀入例:1-1)※全角入力	専用面積(マンジ	vョン) (㎡)
建物名・部屋番号 〇 マンション101号室 (記入例:〇〇マンション101号室		(紀入例:1-1) ※全角入力	専用面積(マンシ	/ヨン)(㎡)
建物名・部屋番号 〇〇マンション101号室 (記入例:〇〇マンション101号室	土地取得	(紀入例:1-1) ※全角入力		vヨン) (㎡)
建物名・部屋番号	土地取得	(紀入例:1-1) ※全角入力		∠ヨン) (㎡)
建物名・部屋番号	土地取得	(紀入例:1-1) ※全角入力		ノヨン)(㎡)
建物名・部屋番号	土地取得	(紀入例:1-1) ※全角入力		∠ヨン)(㎡)
建物名・部屋番号 ○○マンション101号室 (紀入例:○○マンション101号室 購入価格(円) 2000000	土地取得	(紀入例:1-1) ※全角入力		/ヨン) (㎡)



【STEP4:登録申請 フラット35の申請】

フラット35地域連携型を利用される方は「⑤フラット35」の情報を入力してください。 「次へ」をクリックしてください。フラット35地域連携型については<u>こちら</u>をご参照ください。

③登録申請	
☑ 申請者情報の入力 ── ☑ 融資情報の入力 ── ☑ 新住居の概要の入力 ── ☑ 前住居の概要の入力 ──	
5 フラット35の入力 6 その他の入力 7 提出書類の入力	
フラット35地域連携型を利用される方は入力してください。	
以下の点に承諾したうえで、ご入力ください。	
・補助事業等の対象とならない場合、【フラット35】地域連携型の利用ができないことがあること。・【フラット35】の要件に合致しない場合、【フラット35】地域連携型の利用ができないこと。	
・本申請に関する情報(申請者及び補助申請者の情報を含む。)は、【フラット35】地域連携型及び補助事業等の実施のために必要な範囲で地方公共団体と住宅金融支援機構が共有すること。	基本的に本制度申込日と同日
	基本的に本制及中心日と同日
地域連携型の申請日 (西暦入力)	
	必ず地番を記入してください。
取得する住宅の所在地(地名地番)	
融資申込者氏名(姓) 融資申込者氏名(名)	融資申込者の氏名をご記入ください。 (例.親子リレーローンであれば親の氏名)
5ページ目 全7ページ	
〈 戻る 次へ 〉	25
	20

【STEP4:登録申請 送付先変更住所の入力】

新住居・前住居以外に書類送付を希望される方は、ご記入ください。

郵便番号検索に7桁の郵便番号を入力してください。

大阪市内であれば丁目まで選択可能です。「住所2」に丁目より後の住所を入力してください。

大阪市以外であれば「住所2」に丁目以降を入力してください。

「次へ」をクリックしてください。

③登録申請			
✓ 申請者情報の入力✓ フラット35の入力	✓ 融資情	青報の入力 ✓ 新住居の概要の入	
		らしくは新しく購入された住宅の住所に送 ださい。備考には理由を入力ください。	巻付します 。
郵便番号検索		郵便番号	住所1
検索	Q	,	
住所 2		建物名・部屋番号	備考
(紀入例:1-1)※全角入力		(紀入例:○○マンション101号室)※ 全角入力	
			di di
6ページ目 全7ページ (戻る 次へ)			

【STEP4:登録申請 書類のデータ提出】 各種書類のデータを添付してください。(添付する書類については、提出書類一覧をご確認ください。)

「確認」をクリックしてください。

✓ 申請者情報の入			新住居の概要の入力 ―		
✓ フラット35の <i>入</i>	カ	▽ その)他の入力 ————		7 提出書類の入力
力器に必要か事類を	こ「参照・もクロック」	ア添け! アノださい	複数ファイルを添付でき	: + +	
	書類一覧をご確認くだ		「複数ファイルを向付して	: 3x 9 o	
住民票の写し(ス	、居者全員) *				
ファイルを選択	最大10MB				
住民票の写し.pdf 🔇					
2住民税課税証明書	・(4・5月は前年度)	•			
ファイルを選択	最大10MB				
住民税課税証明書.pd ※15歳以上の全員分	1 🛇				
(前午度) 住民和	経納税証明書(4・5月	は前々年度)	③ (前年度) 非課税の場	8会の住民殺罪殺罰	明書(4・5日は
ファイルを選択	最大10MB	10H) 4 +12/	前々年度)		ma (+ 57)
(申込者のみ	J		ファイルを選択	表大10MB	
のうち、いずれか	^1つを必ず提出してくた	ださい。			
)のうち、いずれか)売買契約書	*1つを必ず提出してく;	④請負契約書	(4)	その他(譲渡契約	書)

その他書類1ー書類名	その他書類1	
	ファイルを選択 最大10MB	
その他書類2ー書類名	その他書類2	
	ファイルを選択 最大10MB	
申込年月日(西暦入力) *		
申込年月日(西暦入力)*		
2025-01-27		
2025-01-27		
2025-01-27		
2025-01-27		

【STEP4:登録申請 入力内容の確認】

入力内容に誤りがないかを確認し、「回答」をクリックしてください。

(登録しているメールアドレスにメールが届きます。)

続いて利子補給制度の認定申請をされる方は、その後の画面下部のリンクから申請してください。







STEP5:認定申請

【STEP5:認定申請 申請者情報の入力】

虫眼鏡マークを押してご自身のお名前を選択してください。 新住居の鍵渡日(予定)と新住居への住民票異動日を入力してください。 「次へ」をクリックしてください。



【STEP5:認定申請 融資情報の入力】

「融資取扱金融機関・支店検索」は7桁のコードを入力してください。「次へ」をクリックしてください。

④認定申請	
✓ 申請者情報の入力 — ② 融資情	報の入力 ③ 債務者情報の入力 ④ 振込先の入力 ⑤ 提出書類の入力
(参考)本制度の融資取扱金融機関の- https://www.city.osaka.lg.jp/toshiseil	
融資取扱金融機関・支店検索(上4桁3	金融機関コード・下3桁支店コード)
0001440	Q
記入例:みずほ銀行(0001)大阪支店(440) の場合0001440
融資取扱金融機関コード	融資取扱金融機関名 *
0001	みずほ銀行
融資取扱金融機関支店コード	融資取扱金融機関支店名
440	大阪支店
本制度の融資取扱金融機関区分	
フラット35・自社の住宅ローン	
融資の区分*	
民間住宅ローン	



【STEP5:認定申請 債務者情報の入力】

「申込者の債務者区分」が「融資申込者」以外の場合、債務者情報を追加入力してください。 郵便番号検索は、郵便番号を入力してください。

大阪市内であれば丁目まで選択可能です。「住所2」に丁目より後の住所を入力してください。 大阪市以外であれば「住所2」に丁目以降を入力してください。

「次へ」をクリックしてください。



【STEP5:認定申請 振込先の入力】

「振込先金融機関・支店検索」は7桁のコードを入力してください。 「次へ」をクリックしてください。



【STEP5:認定申請 書類のデータ提出】 (1₀)

各種書類のデータを添付してください。(添付する書類については、提出書類一覧をご確認くださ

「確認」をクリックしてください。





【STEP5:認定申請 入力内容の確認】 入力内容に誤りがないかを確認し、「回答」をクリックしてください。 続いてアンケートの回答にご協力ください。画面下部のアンケートをクリックしてください。





STEP6:アンケート

【STEP6:アンケート アンケートの入力】 虫眼鏡マークを押してご自身のお名前を選択してください。 「次へ」をクリックしてください。



【STEP6:アンケート 入力内容の確認】 入力内容に誤りがないかを確認し、「回答」をクリックしてください。







STEP7:返済実績報告

【STEP7:返済実績報告 案内メール受信】 返済実績報告の案内メールを受信したら、メール内のリンクから手続きに進んでください。

(重要)【大阪市新婚・子育て世帯向け分譲住宅購入融資利子補給制度】返済実績報告を行ってください。



住宅支援受付窓口 <toshiseibikyoku-jutakushien-uketsukemadoguchi@rishihokyu.city.osaka.jp> ^{宛先} example

画像をダウンロードするには、ここをクリックします。プライバシー保護を促進するため、メッセージ内の画像は自動的にはダウンロードされません。

本日「交付請求手続のご案内」を発送いたしました。

当該書類に提出書類や提出期限、注意事項等を記載しておりますのでよくお読みいただき、

下記リンクより今年度の交付請求にかかる対象融資の返済実績報告を行ってください。

https://rishihokyu-osakashi.viewer.kintoneapp.com/public/a6f23f037d45d6a5be(

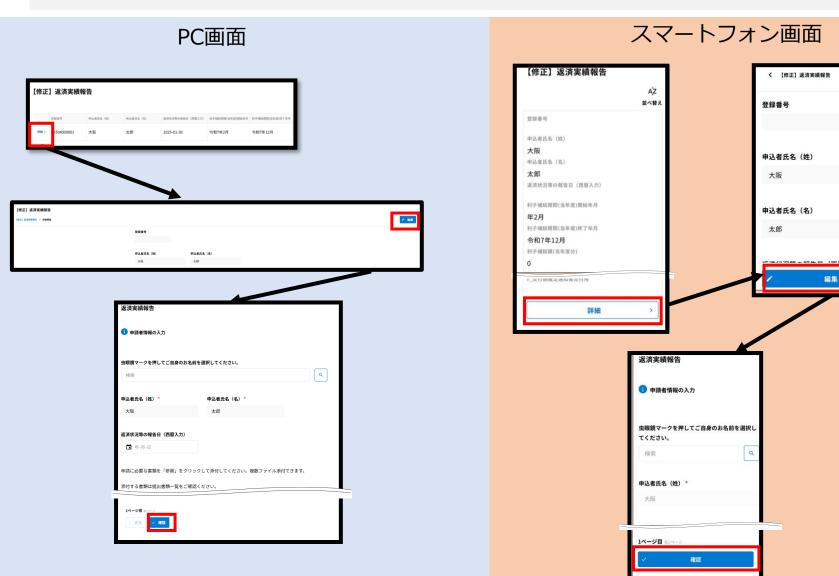
提出期限までに必要書類の提出がない場合は、請求の意思がないものとみなし、利子補給対象者の認定の取消しを行い、今年以降の利子補給金をお支払いたしません。 ご不明な点がございましたら、住宅支援受付窓口(電話番号:06-6356-0805)までご連絡ください。

※このメールは送信専用です

【STEP7:返済実績報告 報告フォームへのアクセス】

案内メール内のリンクからの遷移画面で「詳細」をクリックしてください。

- 鉛筆マークをクリックしてください。
- ※スマートフォンをご利用の場合、「詳細」、鉛筆マークは画面の最下部に表示されます。



41

【STEP7:返済実績報告 書類のデータ提出】 各種書類のデータを添付してください。 「確認」をクリックしてください。





【STEP7:返済実績報告 入力内容の確認】 入力内容に誤りがないかを確認し、「回答」をクリックしてください。





STEP8:異動変更報告

【STEP8:異動変更報告 報告フォームへのアクセス】

内容にあわせて各リンクから報告を実施してください。

融資関係(繰上返済など)、対象住宅の譲渡(売却等)

氏名の変更、離婚、世帯員の増加・減少

辞退

振込□座の変更、送付先の変更、その他申請内容の変更 ⇒ 異動変更報告4

⇒ 異動変更報告 1

⇒ 異動変更報告2

⇒ 異動変更報告3

3 システム登録済の方

- ・すでにシステムに登録された方が利用できるリンクになります。
- ・ログイン方法を選択する画面が表示されたときは、必ず「メールアドレスでログイン」を選択してくだ さい。

登録申請をすでにしており、認定申請をこれからされる方はこちら 🗀

・申込情報に変更があった場合、内容に合わせて以下のリンクから報告してください。

融資関係の変更(繰上返済など)・対象住宅の譲渡(売却など)があった方はこちら(異動 変更報告1) 🔳

氏名の変更・離婚・世帯員の増加、減少があった方はこちら(異動変更報告2)

利子補給金の受給を辞退される方はこちら(異動変更報告3) 🗆

振込口座の変更・通知書等の書類の送付先変更・その他申請内容の変更はこちら(異動変 更報告4) 🗖

【STEP8:異動変更報告1 申請情報の入力】 虫眼鏡マークを押してご自身のお名前を選択してください。 「異動区分」の選択肢に応じて、表示項目が切り替わります。



【STEP8:異動変更報告1 異動変更内容の入力】 「異動区分」ごとに各項目を入力します。 「確認」をクリックしてください。

異動変更報告1		
虫眼鏡マークを押してご自身のお名前	を選択してください。	
検索		٩
申込者氏名(姓)*	申込者氏名(名) *	
大阪	太郎	
異動区分		
⑥融資關係(未返済) -		
申出年月日 (西暦入力)		
2025-03-25		
未返済期間一開始日(西暦入力)		
<u>■</u> 2025-01-29		
未返済期間一終了日(西暦入力)		
2025-03-28		
未返済の理由		
	//	
未返済期間が6か月未満か以上か		
選択		
メールアドレス		
example@example.com	l	
✓ 確認		

【STEP8:異動変更報告1 入力内容の確認】 入力内容に誤りがないかを確認し、「回答」をクリックしてください。





【STEP8:異動変更報告 2 申請情報の入力】 虫眼鏡マークを押してご自身のお名前を選択してください。 「異動区分」の選択肢に応じて、表示項目が切り替わります。



【STEP8:異動変更報告2 異動変更内容の入力】 「異動区分」ごとに各項目を入力します。 「確認」をクリックしてください。

異動変更報告 2		
虫眼鏡マークを押してご自身のお名	川を選択してください。	
検索		Q
申込者氏名(姓) *	申込者氏名(名)*	
大阪	太郎	
異動区分		
③世帯員の増加(転入・出生) -		
申出年月日(西暦入力)		
2025-03-25		
転入・出生日(西暦入力)		
2025-01-01		
転入者1一続柄	転入者1一氏名(姓)	転入者1一氏名(名)
子 ▼	大阪	花子
転入者1ーフリガナ(セイ)	転入者1ーフリガナ(メイ)	転入者1一生年月日(西暦入力)
オオサカ	ハナコ	2025-01-01
メールアドレス		
example@example	com	
TORR		
✓ 確認		

【STEP8:異動変更報告2 入力内容の確認】 入力内容に誤りがないかを確認し、「回答」をクリックしてください。





【STEP8:異動変更報告3 申請情報の入力】 虫眼鏡マークを押してご自身のお名前を選択してください。 各入力項目を入力し、「確認」をクリックしてください。



【STEP8:異動変更報告3 入力内容の確認】 入力内容に誤りがないかを確認し、「回答」をクリックしてください。





【STEP8:異動変更報告4 申請情報の入力】 虫眼鏡マークを押してご自身のお名前を選択してください。 「異動区分」の選択肢に応じて、表示項目が切り替わります。



【STEP8:異動変更報告4 異動変更内容の入力】

「異動区分」ごとに各項目を入力します。

振込口座の変更の場合、「振込先金融機関・支店検索」は7桁のコードを入力してください。 「確認」をクリックしてください。





送付先の変更の場合、郵便番号検索は、7桁の郵便番号を入力してください。 大阪市内であれば丁目まで選択可能です。「住所2」に丁目より後の住所を記入してください。 大阪市以外であれば「住所2」に丁目以降を入力してください。



【STEP8:異動変更報告4 入力内容の確認】 入力内容に誤りがないかを確認し、「回答」をクリックしてください。





STEP9:申請内容の確認・修正

【STEP9:申請内容の確認・修正 申請内容の確認】 アカウント登録申請済みのユーザーは、 下記のリンクから自身の各種申請情報を確認することが出来ます。 https://account.kintoneapp.com/

閲覧したい申請をクリックしてください。



【STEP9:申請内容の確認・修正 申請内容の確認】

- ユーザーページからの遷移画面で「詳細」をクリックしてください。
- 登録されている内容を確認可能です。
- ※スマートフォンをご利用の場合、「詳細」、鉛筆マークは画面の最下部に表示されます。

PC画面 【申請内容表示】②③登録申請 【登録申請リンク】 利子補給制度の登録申請です。必ず③登録申請も同時に行ってください。 ②登録申請 申込者氏名 (姓) 申込者氏名(名) 申込者フリガナ(セイ) 申込者フリガナ(メイ) 詳細 > 大阪 太郎 オオサカ タロウ 【申請内容表示】23登録申請 利子補給制度の登録申請です。必ず③登録申請も同時に行ってください。 【申請内容表示】②③登録申請 > 詳細情報 ステータス 未認定 申込者氏名(姓) 申込者氏名(名) 申込者フリガナ(セイ) 申込者フリガナ(メイ) 大阪 太郎 オオサカ タロウ

スマートフォン画面



【STEP9:申請内容の確認・修正 申請内容の修正】 修正依頼メールを受信したら、メール内のリンクから手続きに進んでください。

(重要)【大阪市新婚・子育て世帯向け分譲住宅購入融資利子補給制度】認定申請の内容を修正してください。



住宅支援受付窓口 <toshiseibikyoku-jutakushien-uketsukemadoguchi@rishihokyu.city.osaka.jp>^{宛先} example

(1) 画像をダウンロードするには、ここをクリックします。プライバシー保護を促進するため、メッセージ内の画像は自動的にはダウンロードされません。

認定申請の内容を以下のとおり修正してください。

修正内容:提出書類のうち〇〇〇が不足しています。

添付して再申請してください。

修正用リンク: https://rishihokyu-osakashi.viewer.kintoneapp.cor

ご不明な点がございましたら、住宅支援受付窓口(電話番号:06-6356-0805)までご連絡ください。

※このメールは送信専用です。



【STEP9:申請内容の確認・修正 申請内容の修正】

案内メール内のリンクからの遷移画面で「詳細」をクリックしてください。

- 鉛筆マークをクリックしてください。
- ※スマートフォンをご利用の場合、「詳細」、鉛筆マークは画面の最下部に表示されます。

